

LPガス取引適正化・料金の透明化に向けた取組宣言

1. 「過大な営業行為の制限」

- ・ 正常な商慣習を越えた利益供与は行いません。

2. 「三部制料金の徹底」

- ・ LPガス料金の「基本料金」「従量料金」「設備料金」から構成される三部料金制の導入を実施していきます。

3. 「LPガス料金等の情報提供」

- ・ 賃貸集合住宅等へ入居されるお客さま、および不動産管理会社等に対し、LPガス料金の事前提示に努めます。

4. 「紹介・勧誘・募集行為は、有資格者が実施」

- ・ LPガスの紹介・勧誘・募集行為については、有資格者が責任を持って行います。

2025年6月

花坂屋商店